

「旬の京野菜提供店」(東京エリア)認定事業実施要領

1 事業の目的

この事業は、京都府内産京野菜等を食材に使用する料理店を「旬の京野菜提供店」(以下、「認定店」という。)として認定し、東京都特別区において広く京野菜の食文化をPRし、府内産京野菜の恒常的な消費の拡大と定着を通じた生産拡大を図ることを目的とする。

2 認定

(1)対象

認定店の対象は、東京都特別区に所在し、料理のジャンルを問わず、京野菜(品目は別に定める。)を使用した料理を自店で調理提供する店であって、以下の認定要件に合致するものとする。

<認定要件>

京都府内産の京野菜(京のブランド产品及び京の伝統野菜を指す。以下「京野菜」という。)を常時3品目以上、年間で10品目以上使用し、それらを使用する料理を常時提供すること

上記京野菜について、市場か、産地直送による確実な仕入れルートを有すること

京野菜のイメージアップを図ることができること

業種別の生活衛生同業組合等に参加し、食品衛生の向上に努めていること

(2)申請の受付

(社)京のふるさと産品協会(以下、「協会」という。)は、別記様式1により申請を受け付ける。

なお、申請に当たっては、JA等京のブランド産品の出荷団体、京のブランド産品を取り扱う東京都の卸売事業者、京野菜マイスター(料理部門に限る)のいずれかからの推薦を必要とし、別記様式2により添付するものとする。

(3)認定の方法

申請のあった料理店について、審査委員会で認定要件及び事業の目的に沿って総合的に審査し、適当と認められたものに対して認定を決定する。

(4)認定の取消

協会は、認定店が認定要件を欠いたと認められるときは、認定を取り消すことができる。

3 認定店の役割

(1)「旬の京野菜提供店」の認定証を常時掲示すること。

(2)認定要件に従い、来客に料理を提供すること。

(3)ポスターやリーフレットの掲示、備え付けなどにより、「京野菜」を来客にPRすること。

(4)認定要件に該当しなくなった場合は速やかに協会に連絡し、認定証を返却すること。

4 認定店の特典

(1)協会は認定店に「旬の京野菜提供店」の認定証を貸与する。

(2)協会は認定店に京野菜に関する情報を随時提供する。

(3)協会は認定店を消費者に広くPRする。

(4)協会は認定店に、流通関係者と協力して「京野菜」の仕入れルートのサポートや各店舗が実施するイベントへの支援を行う。

5 審査委員会

(1)協会は、認定の適否を審査するため、審査委員会を置く。

(2)審査委員会は、審査委員4名程度で構成する。

(3)審査委員は、協会理事長が委嘱する。

(4)審査委員の任期は、3年とする。

(5)審査委員会は、協会からの諮問により、認定の適否について審査する。

この要領に定めるほか、事業の実施に必要な事項は、協会理事長が別に定める。

附則 この要領は、平成23年9月28日から施行する。